

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 政策等の題名：「(仮称)杉並区中小企業勤労者福祉事業条例(案)の概要」
- 意見提出期間：平成23年12月11日から平成24年1月10日まで(31日間)
- 政策等の案の公表の期間：平成24年2月11日から平成24年3月11日(30日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、1件の意見の提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	0			
FAX	0			
電子メール	1		1	
ホームページ	0			
その他	0			
合計	1		1	3

注1)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2)項目数:寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏:2項目、B氏:3項目⇒項目数:5)

- お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について、下記のとおりまとめました。

意見の分類	番号	◎提出意見	◎提出意見を考慮した結果(区の考え方)とその理由等
制定についての基本的な考えへの意見	1	○中小企業支援策を効果的に実施していく上で、区が直接実施することには、賛同いたします。	●基本的な考え方に即して進めていきます。
その他の意見・質問等	2	○現在の福祉事業は、勤労者が求めているものとはかけ離れている。勤労者は実際の仕事に役立つ講座を望んでいる。	●今後、社会環境の変化や勤労者ニーズを的確に把握しながら、福祉事業の見直しを行っていきます。
	3	○勤労者の余暇福祉に傾注するよりも経営の効率化に寄与するほうが本当の意味の福祉になると考える。当NPO団体が行った「エクセル2007の活用法」のような実際の仕事に役立つ講座をとり入れるなど、事業の内容の見直しをすることを求めます。	●本条例案は、参加費を支払う事業参加者を対象とする事業として福祉事業を中心としています。現協会では誰でも参加できる一般事業としてパソコン講座も実施しています。区としても本条例ではなく一般の事業として勤労者のスキルアップを図る事業も実施していきます。

■問い合わせ先

産業振興課特命事項担当
電話03-3312-2111(内3091)